

# 保険・年金 フォーカス

## EIOPA がソルベンシー II の 2020 年レビューに関する意見を EC に提出(5) — 助言内容(比例性) —

常務取締役 保険研究部 研究理事  
ヘルスケアリサーチセンター長 中村 亮一  
TEL: (03)3512-1777 E-mail: [nryoichi@nli-research.co.jp](mailto:nryoichi@nli-research.co.jp)

### 1—はじめに

EIOPA (欧州保険年金監督局) が 2020 年 12 月 17 日に、EC (欧州委員会) にソルベンシー II レビューに関する意見を提出したと公表<sup>1</sup>した。このテーマに関するの[初回のレポート](#)では、この EIOPA の意見書の全体概要と、Insurance Europe 及び AMICE の意見表明、さらに保険業界とは異なるスタンスからの批判的な意見を有する欧州議会議員の意見の内容を報告した。また、このシリーズの [2 回目のレポート](#)から、EIOPA の意見書の中の助言内容について報告しており、これまで、「長期保証 (LTG) 措置及び株式リスクに関する措置」、「技術的準備金」、「自己資本」、「SCR (ソルベンシー資本要件)」、「MCR (最低資本要件)」及び「報告と開示」について報告した。

今回のレポートでは、EIOPA の意見書の中の助言内容のうち、「比例性」について報告する。

### 2—EIOPA の意見書からの助言—比例性

#### 1 | 主な特徴

EIOPA の比例性に関する助言の主な特徴として、以下の点が挙げられている。

- ・特に低リスクの会社に関して、ソルベンシー II の 3 つの柱全体の比例性を高める。
- ・明確性、予測可能性、リスク感応度、監督上の対話、及び立証責任の逆転を特徴とする比例原則を適用及び監督するための新しいプロセスを導入する。
- ・監督上のレビュープロセスに組み込まれた比例性の有効性を高める。
- ・ソルベンシー II の 3 つの柱にまたがる比例措置の使用に関する透明性を高める。

#### 2 | 概要

概要は、以下の通りである。

EIOPA は、同時に適用をリスクベースに保ちつつ、比例原則の適用をより自動化し、保険業界によ

<sup>1</sup> [https://www.eiopa.europa.eu/content/solvency-ii-review-balanced-update-challenging-times\\_en](https://www.eiopa.europa.eu/content/solvency-ii-review-balanced-update-challenging-times_en)

り多くの予測可能性と確実性を提供することを目的として、比例原則を適用及び監督するための新しいプロセスを導入するために、ソルベンシーIIフレームワークを修正することを提案している。

特に、比例措置を適用するのに適格な「低リスクプロファイル会社」を特定する明確な定量的基準を法的枠組みに導入することが提案されている。このような基準は、会社のリスクの性質、規模、及び複雑さに関する現在の前提条件の適用を運用可能にする。監督者は、比例性適用に異議を申し立てる責任を保持する。

さらに、2段階のアプローチ、すなわち、低リスク会社の基準に準拠していると信じる会社からの事前通知と、そのような分類が監督者によって異議申し立てされない場合の会社を使用した比例措置の事後報告、に基づいた低リスクプロファイル会社についての新しいプロセスが提案される。

監督当局との対話後、比例措置を適用する権利を依然として有している低リスクプロファイル会社の基準に準拠していない会社には、異なるプロセスが適用される。

EIOPA は、ソルベンシーIIの枠組みで具体的に特定されていない比例措置の使用に関する監督当局の役割を法的枠組みで明確にすることを提案している。

最後に、EIOPA は、加盟国ごとの比例原則の適用に関する年次報告書を発行することを提案している。これは、会社による比例措置の使用に関する上記の新しい定期報告書によって提供される。この報告書は、ソルベンシーIIにおける比例原則の全体的な使用に関する監督コミュニティならびに会社及びその他の利害関係者の認識を高めることになる。

なお、ソルベンシーIIから除外されるための臨界値も引き上げられる。

### 3 | ソルベンシーIIから除外されるための臨界値

ソルベンシーII指令第4条で定義されている特定の会社に対するソルベンシーIIからの除外の臨界値について、以下の改訂を提案している。

- ・(直接の) 技術的準備金に関連する臨界値を2倍にする。
- ・加盟国が、現在の500万ユーロから最大2500万ユーロの間の直接総保険料収入を参照する臨界値を設定するオプションを認める。現在の臨界値はデフォルトオプションとして保持される。具体的には、以下の通りである。

#### 8.1. ソルベンシーIIから除外されるための臨界値

8.1 EIOPA は、ソルベンシーII指令第4条で定義されている特定の会社に対するソルベンシーIIからの現在の除外を維持し、ソルベンシーIIの3つの柱全体だけでなく、比例の新しいフレームワークを提案することにより、比例の適用を強化することを提案している。

8.2 EIOPA は、ソルベンシーII指令の次の修正案を提案している。

8.3 第4条に定められた臨界値を次のように改訂する。

- ・(直接の) 技術的準備金に関連する臨界値を2倍にする。
- ・加盟国が、現在の500万ユーロから最大2,500万ユーロの間の直接総保険料収入を参照する臨界値を設定するオプションを許可する。現在の臨界値はデフォルトオプションとして保持される(第4条(1)(a)の現在の草案に変更はない)。代わりに、もし、そのような臨界値が低リスクプロファイルで残りの市場シェアを代表する重要な数の会社に適用される場合に、パラグラフ1(a)で定義

されたものとは異なる臨界値を採用するためのオプションを加盟国に提供する新しいパラグラフを追加することが提案される。そのような臨界値は 2,500 万ユーロを超えてはならない。(具体的な第 4 条草案の提案については、分析背景文書の付録 8.2 を参照のこと)

8.4 EIOPA は、第 6 条及び第 8 条の草案のマイナーな修正も提案している (具体的な草案の提案については、分析背景文書の付録 8.2 を参照のこと)。

#### 4 | 比例性を適用するための新しいフレームワーク原則

##### (1) 低リスクプロファイル会社を特定するための基準

「低リスクプロファイル会社」とは、過去 2 会計年度において、7 つの基準 (総技術的準備金に対する金利リスクサブモジュールの総 SCR の比率、本国の管轄外での年間総保険料の比率、総技術的準備金額、総投資額における非伝統的投資の割合等) を全て満たす適格会社である、としている。

##### (2) 比例原則を適用するための新しいプロセス

EIOPA は、低リスクプロファイル会社の基準に準拠する会社の場合、2 段階のアプローチを提案している。

- ・低リスク会社の基準に準拠していると信じる会社からの事前通知
- ・そのような分類が NCA によって異議を唱えられなかった場合、全ての会社で使用された比例測定  
の事後報告

##### (3) ソルベンシー II フレームワークで具体的に特定されていない比例措置の使用に関する監督当局の役割

SCR の監督における比例原則の適用に関する EIOPA 監督声明から学んだ教訓とそのメンバーとの話し合いに続いて、EIOPA は、現在及び将来の比例措置が考えられる全ての措置の「クローズリスト」と見なされるべきではなく、監督者は、監督者レビュープロセス (SRP) に比例原則を適用し、ソルベンシー II フレームワークで明確に言及されていないが、会社が比例的に要件に準拠できるようにする権限を持つことを、ソルベンシー II フレームワークで明確にするよう助言している。

また、監督者によって許可された追加の比例措置は、政策決定活動に言及して、監督者によって導入された「新しい」比例措置と見なされるべきではなく、それらはむしろ、監督中に指令で予見された比例原則の実施と見なされるべきである、としている。

##### (4) 加盟国による比例措置の使用に関する EIOPA の報告書

EIOPA は、全体像を把握するために、ソルベンシー II の 3 つの柱全てに比例原則を使用することを検討することにより、報告の免除/制限に関する現在の EIOPA 報告の範囲を拡大することを提案している。

これは、異なる加盟国での比例措置の使用に関する監督者のコミュニティの認識を高め、比例原則の使用に関する会社及び全ての利害関係者の認識を高め、比例原則を使用できる分野/要件とその理由をより適切に説明し、最終的には、単一市場と公平な競争の場を促進する等のベネフィットを与えることになる、としている。

## 8.2. 比例性を適用するための新しいフレームワーク原則

8.5 EIOPA は、第 2 の柱の要件に関して監督当局による遵守の監督を行うことにより、比例原則の適用の枠組みを改善するために、ソルベンシー II に以下の修正を提案している。

### 低リスクプロファイル会社を特定するための基準と監督当局の役割

8.6 EIOPA は、ソルベンシー II フレームワークに、以下の適格性と定量的基準を導入することを提案している。

8.7 低リスクプロファイル会社と見なされる適格な会社は、全て保険及び再保険会社であり、次のパラグラフで報告される基準を満たし、純粋な再保険会社ではなく、(部分的又は完全な) 内部モデル及び会社を使用してソルベンシー資本要件を計算しておらず、グループのトップでない会社(グループのトップではない関連会社は、低リスクプロファイル会社と見なすことができる) である。

8.8 低リスクプロファイル会社は、前のパラグラフで定義されているように、過去 2 会計年度に次の 7 つの基準を全て満たす適格会社である。

- 1) 総技術的準備金に対する金利リスクサブモジュールの総 SCR の比率が 5%以下の生命保険会社。この基準は、生命保険事業が重要である場合にのみ、生命保険及び損害保険の両方の活動を追求する会社に適用される。
- 2) 投資収益率が平均保証金利よりも高い、インデックス/ユニットリンク事業を除く生命保険会社及びコンバインドレシオが 100%未満の損害保険会社。生命保険又は損害保険の両方の活動を追求する会社は、生命保険又は損害保険の両方の基準を満たす必要がある。2 つのタイプのビジネスのいずれかが重要でない場合、生損保兼営会社は、そのタイプのビジネスに関する基準を適用することは求められていない。
- 3) 本国の管轄外で、年間総保険料の 5%を超えて引受しない会社
- 4) 総技術的準備金が 10 億ユーロ以下の生命保険会社、及び総保険料 (GWP) が 1 億ユーロ以下の損害保険会社。生命保険と損害保険の両方の活動を行う会社は上記の両方の基準を満たすことが求められる。
- 5) 海上、航空及び運送、又は信用及び保証の事業分野において、年間総保険料の 30%を超えて引受していない損害保険及び生損保兼営会社
- 6) 非伝統的投資に総投資額の 20%を超えて投資していない (つまり、伝統的投資は総投資額の少なくとも 80%を占める必要がある) 会社。この点の目的のために、伝統的な投資は、債券、株式、現金及び現金同等物、預金と見なされ、総投資は、ユニットインデックスにリンクされた契約をカバーする投資を除く全ての投資と見なされる。(自己使用のための) 不動産、(自己使用のための) 工場と設備、(自己使用のために建設中の) 不動産を除き、デリバティブを含む。
- 7) 総保険料で測定して、受け入れられた再保険が 50%以下である会社

8.9 キャプティブ会社は、その事業の典型的な国際的性質により、殆どの場合、再保険に基づいており、国境を越えた (基準 3) 及び再保険の基準 (基準 7) を満たす必要はない。

8.10 会社が 2 会計年度連続して必要な基準の少なくとも 1 つに準拠せず、翌年の低リスクプロファイル会社と見なすことができなくなった場合、EIOPA はケースバイケースのアプローチに従い、会社の組織への影響とそのリスクプロファイルの変更を考慮して、何らかの比例措置を継続して使用する



る権利があるかどうかを評価するために、当該会社との対話に入る、ことを提案している。

8.11 最後に、基準の説明を比較的短く簡素に保つために、EIOPA は、いくつかの EIOPA ガイドラインのリリースとともに追加の運用ガイダンスを提供する必要があると考えている。

#### 比例原則を適用するための新しいプロセス

8.12 EIOPA は、低リスクプロファイル会社の基準に準拠する会社の場合、次の 2 段階のアプローチを提案している。

- 8.7 から 8.9 で報告されている低リスク会社の基準に準拠していると信じる会社からの事前通知（承認又は管理プロセスではない）。
- そのような分類が NCA によって異議を唱えられなかった場合（つまり、監督者が事前通知に反応しなかった場合）、全ての会社（即ち、低リスクプロファイル会社とそうでない会社）で使用された比例措置の事後報告（期限と形式については話し合われる）。

8.13 事前通知に関して、EIOPA は、各国監督当局が低リスクプロファイル会社の通知から 1 か月以内に対応できることを提案しているが、修正案の発効から最初の 6 か月以内の通知についてはそのような期間は 2 ヶ月に延長された。

8.14 通知は AMSB によって署名され、以下を含む必要がある。

- 委任規則で定義された基準への準拠の証拠
  - 会社は、ビジネスモデル又はリスクプロファイルに重大な影響を与えるような戦略的変更を計画していないという宣言
  - 可能であれば、会社が実施することが想定される比例措置、特に慎重な決定論的評価、主に、較正のための慎重に調和した削減された一連のシナリオとアドホックな確率論的補正を使用する計画があるかどうか、の早期特定
  - その他の定性的情報
- 会社は、それ自体のリスクプロファイルに関する重要事項を考慮する。

8.15 上記の事後報告の目的で、EIOPA は、関連する会計年度に使用された全ての比例措置のリストを含む新しいテンプレートを年次定量報告テンプレートに含めることを提案している。

8.16 事前通知とは別に、監督者は、事前通知後に低リスクプロファイル会社の分類に異議が唱えられていなくても、比例措置の使用に異議を申し立てる可能性がある。

8.17 低リスクプロファイル会社の基準に準拠していない会社の場合、別のプロセスが適用される。

8.18 一般的に言えば、いくつかの会社が低リスクプロファイル会社の新しい基準に準拠しない場合が 2 つあるが、同時に、比例原則の適用を事前に除外すべきではない。

1) 非常に具体的なリスクプロファイルを持つ会社であり、重要でないリスクに関して比例原則を適用することを意図した、低リスクプロファイル会社又は中高リスクプロファイル会社を特定する基準によって捕捉されていない。

2) 第 1 の柱の要件に簡素化を適用することをいとわない会社

8.19 前のパラグラフの最初のケースでは、（通知プロセスではなく）承認プロセスが異なるタイムラインと文書化要件で適用される（つまり、会社による通知から 2 か月、助言で提案された修正の発効の最初の 6 ヶ月以内は通知の期間は 4 か月に延長される）。さらに、これらの会社は、リスクプ

ロファイルを説明し、「低リスクプロファイル会社」のステータスも適用されるべきであると考え理由を適切に説明する必要がある（(番号 1) の最初のケース）、又はそれらの中高リスクプロファイルにもかかわらず比例原則を使用する権利があるべきである（(番号 1) の 2 番目のケース）。

8.20 2 番目のケース（つまり、第 1 の柱の要件に簡素化を適用したい会社）では、現在行われているように、事前の通知／承認なしに、措置の適用を会社に任せることが提案されている。

8.21 EIOPA によって変更が提案されていない、第 1 の柱の簡素化の使用を除いて、比例性に関して、この助言に含まれるソルベンシー II への変更の発効時までいくつかの比例措置を適用する会社は、比例性に関して、4 会計年度を超えない期間は、新しい要件を適用せずに、そのような比例措置を引き続き適用することができる（移行措置）。この助言で導入された新しい要件は、新しい比例措置に関して適用される。

ソルベンシー II フレームワークで具体的に特定されていない比例措置の使用に関する監督当局の役割

8.22 SCR の監督における比例原則の適用に関する EIOPA 監督声明から学んだ教訓とそのメンバーとの話し合いに続いて、EIOPA は、現在及び将来の比例措置が考えられる全ての措置の「クローズリスト」と見なされるべきではなく、監督者は、監督者レビュープロセス（SRP）に比例原則を適用し、ソルベンシー II フレームワークで明確に言及されていないが、会社が比例的に要件に準拠できるようにする権限を持つことを、ソルベンシー II フレームワークで明確にするよう助言している。

8.23 監督者によって許可された追加の比例措置は、方針決定活動に言及して、監督者によって導入された「新しい」比例措置と見なされるべきではない。それらはむしろ、監督中に指令で予見された比例原則の実施と見なされるべきである。

8.24 言い換えれば、監督者の関係する柔軟性／権限／判断は、要件自体（「何」）の適用ではなく、会社が「どのように」要件を実施しなければならないかに関するものでなければならない。

8.25 監督者による言及された権限は、特定の「セーフガード」の下で行使されるものとする。つまり、要件の完全な免除につながるべきではなく、比例措置はソルベンシー II の一般的かつ包括的な原則に沿ったものでなければならず、第 2 の柱に対処しない場合は、EIOPA 監督コンバージェンスツールによってサポートされなければならない。

加盟国による比例措置の使用に関する EIOPA の報告書

8.26 EIOPA は、全体像を把握するために、ソルベンシー II の 3 つの柱全てに比例原則を使用することを検討することにより、報告の免除／制限に関する現在の EIOPA 報告の範囲を拡大することを提案している。

8.27 比例措置の全体的な使用に関する公開報告書は、以下のベネフィットをもたらすことが期待されている。

- ・異なる加盟国での比例措置の使用に関する監督者のコミュニティの認識を高める。これは、共通の状況／リスクがより多くの加盟国によって共有される比例措置のさらなる使用を促進し、原則の適用／監督のさらなるコンバージェンスに最終的に貢献することができる。
- ・EU における比例原則の使用に関する会社及び全ての利害関係者の認識を高め、比例原則を使用できる分野／要件とその理由をより適切に説明する。
- ・ソルベンシー II 要件の将来の改訂プロセスを促進したり、他の監督ツールの使用をトリガーしたり

するために使用できる要因調査の演習になる（例えば、一部の分野でのピアレビューの開始）。

- ・最終的には、単一市場と公平な競争の場を促進する。

説明されている比例フレームワークを実装するためのレベル1及びレベル2の条項の起草に関するEIOPA提案については、分析背景文書の付録8.4及び8.5を参照のこと。

## 5 | 第1の柱の比例性

### (1)最良推計

EIOPAは、4つの条件（全ての低リスクプロファイル会社（LRU）基準への準拠、慎重に調和された縮小シナリオセット（PHRSS）に基づいて測定されたオプション及び保証の時間価値（TVOG）がSCRの5%未満、等）が満たされた場合に、オプションと保証を伴う契約の慎重な決定論的評価を許可することを提案している。なお、EIOPAは、慎重に較正された約10の経済シナリオで構成されるPHRSSを公開する。

### (2)SCR標準式

ソルベンシーフレームワークの比例性を高めるために、標準式で重要でないリスクの資本要件を計算するための統合アプローチの導入を提案している。このアプローチは、3つの手順（識別ステップ、適用フェーズ、再評価フェーズ）に従う。ただし、このアプローチから市場リスクモジュールは除外される。

なお、会社は、RSR（定期監督報告）でアプローチの適用を報告する必要がある。

## 8.3. 第1の柱の比例性

### 最良推計

8.28 EIOPAは、以下の4つの条件が満たされた場合に、オプションと保証を伴う契約の慎重な決定論的評価を許可することを提案している。

- i. 会社は、全ての低リスクプロファイル会社（LRU）基準に準拠している。
- ii. 慎重な決定論的評価が適用される契約の、慎重に調和された縮小シナリオセット（PHRSS）に基づいて測定されたオプション及び保証の時間価値（TVOG）は、SCRの5%未満である。
- iii. 会社は、SCRの5%に等しい確率論的補足をその最良推計に追加する。会社は、リスクプロファイルを正確に反映している場合に備えて、慎重に調和された削減された一連のシナリオを使用して、アドホックな確率論的補足を較正する場合がある。
- iv. 確率論的補足は、SCR計算プロセス全体を通じて一定に保たれる。従って、技術的準備金の損失吸収能力は、確率論的補足によって決して影響されるべきではない。

8.29 これらの基準の評価を容易にするために、EIOPAは、2番目の基準で言及されたTVOGを推定するために使用される、慎重に調和された縮小シナリオセット（PHRSS）を公開する。このPHRSSは、慎重に較正された約10の経済シナリオで構成される。

8.30 簡素化の適用プロセスは、事前通知や事後報告など、他の比例措置のプロセスと同じである必要がある。

8.31 他の比例措置に関しては、監督者は、事前通知が意義を問われなかったとしても、慎重な決定論

的評価の使用及び／又は慎重な調和された削減された一連のシナリオによるアドホック確率論的補足の較正に異議を唱える可能性を有するべきである。

監督者はまた、いくつかの基準が他の比例措置と同じ条件で満たされない場合に、慎重な決定論的評価の使用を許可する可能性を持っている必要がある。

### SCR 標準式

8.32 EIOPA は、ソルベンシーフレームワークの比例性を高めるために、標準式で重要でないリスクの資本要件を計算するための統合アプローチの導入を提案している。このアプローチは、次の3つの手順に従う。

1. 全ての重要でないリスクが定量的情報を使用して識別される識別ステップ。ステップ 1 で重要でないリスクを特定するには、次の 2 つの条件を使用する必要がある。各重要でないリスクは BSCR の 5%を超えてはならず、重要でないリスクの全ての資本要件の合計は BSCR の 10%を超えてはならない。
2. 適用フェーズ。重要でないリスクの SCR が適切なボリューム測定で更新される。
3. 再評価フェーズ：3年後、ステップ 1 で特定されたリスクの重要性が再評価される。

8.33 申請段階では、重要でないリスクの SCR は次のように計算される。

$$SCR_{t^k} = \max (SCR_{0^k} ; f^k \cdot Volume_{t^k})$$

ここで、

$SCR_{t^k}$ は、時間  $t$  での重要でないリスク  $k$  の資本要件

$SCR_{0^k}$ は、適用開始時の重要でないリスク  $k$  の資本要件

$Volume_{t^k}$ は、時間  $t$  におけるリスク  $k$  の会社固有のボリューム測定

$Volume_{0^k}$ は、適用開始時のリスク  $k$  の会社固有のボリューム測定

$f^k=SCR_{0^k}/Volume_{0^k}$ はリスク  $k$  のリスク要因

8.34 このアプローチは、考慮されるリスクが重要でない限り、標準式のリスクモジュール及びリスクサブモジュールに適用できる。

8.35 ボリューム測定は、リスク固有及び会社固有である必要がある。

8.36 急速に変化する市況と様々な市場リスクへのエクスポージャー、及び重要でない市場リスクがすぐに重要になる可能性がある結果のため、このアプローチから市場リスクモジュールを除外することが提案されている。

8.37 SCR テンプレート S.26 及び S.27 の内容を拡張して、NSAs がテンプレートを介して重要でないリスクを特定するのを支援するために重要でないリスクを報告するよう会社に依頼することも提案されている。

8.38 会社は、RSR レポートでアプローチの適用を報告する必要がある。具体的には、会社は、アプローチが適用されるリスクモジュールと、重要でないリスクを計算するために使用されたボリューム測定について簡単に説明する必要がある。

## 6 | 第2の柱の比例性

### (1) 主要な機能



低リスクプロファイルの(再)保険会社について、以下の状況を認めるべきであると提案している。

- ・主要機能（内部監査機能を除く）と運用機能の組み合わせ
- ・主要な機能の組み合わせ
- ・主要な機能ホルダーと AMSB のメンバーの組み合わせ

#### (2) ORSA（リスクとソルベンシーの自己評価）

通常の ORSA は、基準に準拠し、委任規則の新しい第 6a 条及び第 6b 条のプロセスを適用している低リスクプロファイルの会社によって、2 年毎及びリスクプロファイルの大幅な変更が続いて、提供されることを提案している。

さらに、EIOPA は、ORSA の一部であるストレステストとシナリオ分析の複雑さに関して、比例性への明示的な言及を含めることを提案している。

#### (3) 書面による方針

基準に準拠し、委任規則の新しい第 6a 条及び第 6b 条のプロセスを適用する低リスクプロファイル会社の書面による方針のレビューの頻度に関して、より柔軟性を導入することを提案している。

#### (4) AMSB（管理、経営及び監督機関）

会社が AMSB の構成と効果的な運用を定期的に評価することを提案している。

委任規則の第 275 条 (2) (c) にある変動報酬要素のかなりの部分の強制的な延期の範囲は、リスクプロファイルの低い会社の場合、基準を遵守し、スタッフが受け取る変動報酬の絶対額及び相対額を考慮に入れて、委任規則の新しい第 6a 条及び第 6b 条におけるプロセスを適用する場合に限定されることを提案している。

### 8.4. 第 2 の柱の比例性

8.39 EIOPA は、第 2 の柱の要件に関する比例原則の適用を改善するために、ソルベンシー II 指令に次の修正を提案している。

#### 主要な機能

8.40 EIOPA は、基準に準拠し、委任規則の新しい第 6a 条及び第 6b 条のプロセスを適用する低リスクプロファイルの保険及び再保険会社について、以下の状況を認めるべきであると提案している。

- ・主要機能（内部監査機能を除く）と運用機能の組み合わせ
- ・主要な機能の組み合わせ
- ・主要な機能ホルダーと AMSB のメンバーの組み合わせ

8.41 特に、次のように、委任規則の第 268 条に新しいパラグラフを追加する必要がある。

「x. 内部監査機能を除く主要機能の責任者は、以下の条件が満たされている場合、運用機能の責任者でもある。

- (a) 会社は低リスクプロファイル会社とみなされる。
- (b) 潜在的な利益相反が適切に管理されている。
- (c) この組み合わせは、その人の責任を遂行する能力を損なうものではない。

x. 次の条件が満たされている場合、主要機能の責任者は他の主要機能にも責任を負う場合がある。

- (a) 会社は低リスクプロファイル会社とみなされる。

- (b) 潜在的な利益相反が適切に管理されている。
- (c) この組み合わせは、その人の責任を遂行する能力を損なうものではない。
- x. 重要な機能の責任者は、次の条件が満たされている場合、管理、経営又は監督機関のメンバーになることもできる。
  - (a) 会社は低リスクプロファイル会社とみなされる。
  - (b) 潜在的な利益相反が適切に管理されている。
  - (c) この組み合わせは、その人の責任を遂行する能力を損なうものではない。
- x. 監督当局が会社の特定の状況に基づいてその組み合わせが適切でない結論付けた場合、第 XX 項に規定された役割を組み合わせる可能性は適用されないものとする。」

## ORSA

8.42 EIOPA は、通常の ORSA は、基準に準拠し、委任規則の新しい第 6a 条及び第 6b 条のプロセスを適用している低リスクプロファイルの会社によって、2 年毎及びリスクプロファイルの大幅な変更が続いて、提供されることを提案している。

8.43 特に、ソルベンシー II 指令の第 45 条の第 5 項は、次のように修正する必要がある。

「5. 保険及び再保険会社は、少なくとも年に一度、リスクプロファイルの大幅な変更後も遅滞なく、第 1 項に記載の評価を実施するものとする。

最初のサブパラグラフからの逸脱として、低リスクプロファイル会社は、監督当局がより頻繁な評価が必要であるという会社の特定の状況に基づいて結論を下さない限り、少なくとも 2 年ごと、そしてリスクプロファイルの大幅な変更後も遅滞なく、パラグラフ 1 に記載の評価を実施することができる。年次評価の免除は、リスクを継続的に特定、測定、監視、管理、及び報告する会社を妨げるものではない。」

8.44 さらに、EIOPA は、ORSA の一部であるストレステストとシナリオ分析の複雑さに関して、比例性への明示的な言及を含めることを提案している。

8.45 特に、委任規則第 262 条の第 2 項は、次のように修正されるべきである。

「パラグラフ 1 で言及されている要素は、以下を考慮に入れなければならない。

- (a) 会社が長期的に直面するリスクを考慮に入れることに関連する期間
- (b) 会社の事業及びリスクプロファイルに適切な評価及び認識の基盤
- (c) 会社の内部統制及びリスク管理システムと承認されたリスク許容限度
- (d) 会社の事業に内在するリスクの性質、規模、複雑さに比例するストレステストとシナリオ分析の結果

ソルベンシー II 指令の第 50 条 (3) の権限付与を考慮に入れると、委任規則の第 262 条はソルベンシー II の第 45 条 (1) (a) に関連しているため、EIOPA によって開発された草案に従って、この修正は委員会によって規制上の技術的基準として採用されるべきである。

## 書面による方針

8.46 EIOPA は、基準に準拠し、委任規則の新しい第 6a 条及び第 6b 条のプロセスを適用する低リスクプロファイル会社の書面による方針のレビューの頻度に関して、より柔軟性を導入することを提案している。報酬方針も書面による方針のリストに追加する必要がある。

8.47 特に、ソルベンシーⅡ指令の第 41 条の paragraph 3 は、次のように修正する必要がある。

「3. 保険及び再保険会社は、少なくともリスク管理、内部管理、内部監査、報酬、及び関連する場合はアウトソーシングに関連する方針を作成する必要がある。彼らはそれらの方針が実行されることを確実にしなければならない。

これらの書面による方針は、毎年見直されるものとする。低リスクプロファイル会社は、監督当局が会社の特定の状況に基づいてより頻繁なレビューが必要であると結論付けられない限り、少なくとも 3 年ごとに頻度の低いレビューを実施する可能性がある。

これらの書面による方針は、管理、経営又は監督機関による事前の承認を条件とし、関係するシステム又は領域の重大な変更を考慮して適合させる必要がある。」

## AMSB

8.48 EIOPA は、会社が AMSB の構成と効果的な運用を定期的に評価することを提案している。

8.49 特に、委任規則第 258 条の第 6 項は、次のように修正されるべきである。

「6. 保険及び再保険会社は、ガバナンスシステムの適切性と有効性を監視し、定期的に評価し、欠陥に対処するための適切な措置を講じるものとする。評価には、会社の事業に内在するリスクの性質、規模及び複雑さを考慮に入れた、管理、経営又は監督機関の構成、有効性、及び内部ガバナンスの適切性に関する評価が含まれるものとする。

## 報酬（変動要素の繰延べ）

8.50 EIOPA は、委任規則の第 275 条 (2) (c) にある変動報酬要素のかなりの部分の強制的な延期の範囲は、リスクプロファイルの低い会社の場合、基準を遵守し、スタッフが受け取る変動報酬の絶対額及び相対額を考慮に入れて、委任規則の新しい第 6a 条及び第 6b 条におけるプロセスを適用する場合に限定されることを提案している。限定された範囲は、指令 (EU) 2019/878 の第 94 条に準拠する。

ただし、銀行の枠組みの臨界値は、保険市場の特性に合わせて調整する必要がある。

8.51 特に、次の草案とともに、委任規則の第 275 条に新しい paragraph 4 を追加する必要がある。

「4. 監督当局が会社の特定の状況に基づいて異なる結論を下さない限り、会社が以下の基準を満たしている場合、第 275 条 (2) のポイント (c) の延期要件は報酬の変動部分には適用されない。

a) 会社は、基準に準拠し、委任規則の第 6a 条及び第 6b 条のプロセスを適用する低リスクプロファイル会社である。

b) スタッフの報酬の変動部分は、50.000 ユーロを超えず、総報酬の 3 分の 1 を超えない。」

8.52 最後に、低リスクプロファイル会社に明示的に対処された比例措置（即ち、主要な機能の組み合わせ、隔年の ORSA、書面による方針のより少ない頻度のレビュー、及び変動報酬の延期の免除）も、監督当局の同意を条件として、特定の他の会社に適用できることを認識すべきである。（助言のセクション 8.2 を参照）。

## 7 | 第 3 の柱の比例性

ソルベンシーⅡ指令の第 35 条を修正し、セクション 8.2 で提案された新しい比例フレームワークに適合させる。RSR 頻度を修正して、低リスクプロファイル会社が、監督当局から正式に通知されな

い限り、デフォルトで3年ごとに RSR を報告できるようにする。

報告に関する ITS に対して、以下の修正を提案している。

- ・既存のリスクベースの臨界値を確認し、定量報告書テンプレートで新しい臨界値を作成
- ・四半期ごとの提出を簡素化
- ・いくつかの定量的報告書テンプレートを削除し、他の四半期及び年次テンプレートの数を簡素化  
さらに、グループに所属する全ての単独保険会社の免除を条件とせずに、報告するグループの免除を認めることを提案している。

## 8.5. 第3の柱の比例性

8.53 EIOPA は、ソルベンシー II 指令の次の修正案を提案している。

- ・ソルベンシー II 指令の第 35 条を修正し、分析背景文書の付録 8.6 オプション 1 に記載されているとおり、セクション 8.2 で提案された新しい比例フレームワークに適合させる。

8.54 EIOPA は、ソルベンシー II 委任規則に次の修正を提案している。

- ・RSR 頻度を修正して、低リスクプロファイル会社として分類された会社が、監督当局から正式に通知されない限り、デフォルトで3年ごとに RSR を報告できるようにする。

8.55 EIOPA は、報告に関する ITS に対して以下の修正を提案している（QRT 文書の個々の提案を参照のこと）。

- ・既存のリスクベースの臨界値を確認し、定量報告書テンプレートで新しい臨界値を作成する。
- ・四半期ごとの提出を簡素化する。
- ・いくつかの定量的報告書テンプレートを削除し、他の四半期及び年次テンプレートの数を簡素化する。

上記の提案に基づいて、EIOPA はその任務に従って ITS の修正を提案している。

8.56 比例原則に関する現在の協議の下での EIOPA の提案に加えて、EIOPA は、グループの分野で、ソルベンシー II 指令の第 254 条を修正して、そのグループに所属する全ての単独保険会社の免除を条件とせずに、報告するグループの免除を認めることを提案している。

## 8 | 特定のビジネスモデルの比例性

キャプティブに関して、例えば以下の内容を提案している。

- ・新たな制限及び免除を監督要件に導入する。
- ・特定の基準を満たす再保険のキャプティブ会社の削減セットについて、監督報告に新たな制限及び免除を導入する。
- ・SFCR に関して、EIOPA は、キャプティブ保険会社及びキャプティブ再保険会社の公衆開示に対して、特定の免除を導入する。
- ・ORSA に関して、頻度及び内容についての特定の取扱を行う。

一定の要件を満たすキャプティブ保険会社及びキャプティブ再保険会社が上記の比例要件を適用できる。



## 8.6. 特定のビジネスモデルの比例性

8.57 キャプティブに関して EIOPA は以下を提案している：

(i) 以下の制限及び免除を監督報告に導入する（リスクベースのアプローチに従って第 35 条に基づいてキャプティブ保険及び再保険会社に与えられる制限／免除に加えて）：

- ・投資及びデリバティブに関する報告からの制限（即ち、S.06.02 及び S.08.01 は報告されない）
- ・通貨による資産及び負債の報告からの制限（即ち、S.02.02 は報告されない）。
- ・損害保険債務に起因する年金に関する情報の報告の制限（つまり、S.16 テンプレートに適用される通貨分割はない）。
- ・損害保険債務に起因する年金に関する情報の報告の制限（つまり、S.19 テンプレートに適用される通貨分割はない）。
- ・ソルベンシー資本要件に関する報告の制限-損害及び健康の大災害リスク（つまり、S.27 テンプレートについて報告される要約表のみ）。
- ・変動分析に関する報告の制限（つまり、変動分析は S.29s テンプレートでは報告されない）

(ii) 特定の基準を満たす再保険のキャプティブ会社の削減セットについて、監督報告に以下の制限及び免除を導入する（リスクベースのアプローチ及び 8.6 にリストされているアプローチに続いて、第 35 条に基づいてキャプティブ保険及び再保険会社に与えられる制限/免除に加えて）：

- ・報告パッケージには、SFCR で開示された QRT のみが含まれるものとする。

(iii) SFCR に関して、EIOPA は、キャプティブ保険会社の公衆開示に以下の特定の免除を導入することを提案している。

- ・プロの読者のための SFCR：QRT のみが提供され、物語の部分はない。
- ・保険契約者向けの SFCR：保険契約者及び受益者に関して追求される事業に、キャプティブが属する産業グループのリスクと見なすことができる自然人が関与する場合にのみ提供される。キャプティブの SFCR には監査要件は適用されないものとする。

(iv) SFCR に関して、EIOPA は、キャプティブ再保険会社の公衆開示に以下の特定の免除を導入することを提案している。

- ・プロの読者向けの SFCR：QRT のみが提供され、物語の部分はない。
- ・保険契約者の SFCR は必要ない。

(v) ORSA に関しては、提案は 2 つある。

- ・ORSA の頻度に関連する提案に関して、EIOPA は、完全な ORSA を実行することを提案し、その結果、ORSA 報告書は 2 年ごとに、あるいはリスクプロファイルの変更が予想される場合又はリスクプロファイルの大幅な変更が続いて遅延なく、ローカルの監督者に提出される。
- ・ORSA の内容に関連する提案に関して、EIOPA は、キャプティブ（再）保険が ORSA に項目を追加する可能性を制限することなく、又は例外的な状況では監督当局が追加情報を要求するために、最低限期待される内容に関する全体的なガイダンスを提案している。

8.58 ソルベンシー II 指令の第 13 条のポイント (2) 及び (5) で定義されているキャプティブ保険会社及びキャプティブ再保険会社は、以下の要件が満たされている場合、上記の比例要件を適用できる。

- ・キャプティブ保険会社又はキャプティブ再保険会社の保険義務に関連して、全ての被保険者及び受益者は、グループ保険の対象となる資格がある自然人を対象とする事業が重要でない限り、キャプティブ保険又はキャプティブ再保険会社が含まれるグループ保険契約の対象となるグループ又は自然人の法的実体である。
- ・キャプティブ保険又はキャプティブ再保険会社の再保険義務に関連して、再保険義務の基礎となる保険契約の全ての被保険者及び受益者は、キャプティブ保険又はキャプティブ再保険会社が属するグループの法的実体である。
- ・キャプティブ保険又はキャプティブ再保険会社の再保険義務の基礎となる保険義務及び保険契約は、強制的な第三者賠償責任保険とは関係ない。

8.59 上記の再保険会社に適用されるさらなる比例措置に関しては、キャプティブ再保険会社が上記のパラグラフに記載された基準を満たし、さらに以下の条件を満たしている場合にのみ使用できる。

- ・再保険契約の保険契約者は、グループの法人（つまり、親会社又はキャプティブが属する産業グループの他の実体）である。
- ・親会社又はグループ会社との間で実施されているローンは、キャプティブが保有する総資産の 20% を超えないものとし、グループのキャッシュプールを含む。
- ・エクスポージャーから生じる最大損失は、確率論的方法を使用せずに決定論的に評価できる（つまり、カバーされる損失の制限は、実施されている再保険契約に含まれている）。

### 3—まとめ

以上、今回のレポートでは、ソルベンシー II の 2020 年のレビューに関する EIOPA の意見書の中の助言内容のうち、「比例性」について報告してきた。

比例措置に関しては、中小規模でリスクが限定されている保険会社を中心に、その適用ニーズが高いが、その適用認容の考え方が明確でないことや監督当局間での適用の考え方に一貫性が確保されていないこと等が批判されてきた。今回の EIOPA の提案はこうした批判に一定対応したものとなっている。

EIOPA 会長の Gabriel Bernardino 氏は、ソルベンシー II が小規模でリスクの少ない保険会社向けに調整される方法の変更を、「パラダイムシフト」として説明しており、今回の見直しにより、比例措置の適用プロセスが明確化され、比例措置を適用する会社が増加することが期待される、と述べている。

次回のレポートでは、「グループ監督」に関する助言内容について報告する。

以上